明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（裏面）

記載上の注意

1　※印の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2　①の欄は、たとえば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属（徴用工）」等のように記載してください。

3　②の欄は、戦没者等の身分により次の区分に従って記載してください。

⑴　軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地

⑵　準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地

4　③の欄は、戦没者の父母等が数人ある場合は、被選定人について記載してください。

また、戦没者の父母等の相続人が請求者である場合は、③の欄に相続人の氏名等を記載するとともに、④の欄にも戦没者の父母等の氏名等を記載してください。ただし、③の欄の「戦没者等との続柄」への記載は不要です。

5　⑤の欄は、③の欄の方が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。

⑴　国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき（１代理人）

⑵　未成年者のために親権を行う方、又は未成年後見人が代わって請求するとき（２親権者等）

⑶　成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約における本人のためにそれぞれ成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が代わって請求するとき（３成年後見人等）

6　⑥の欄は、国債の受領を市区町村長に委任した場合には記載しないでください。

7　⑦の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称を記載してください。

8　最下欄の氏名は、③の欄の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

なお、自署の場合は、押印は必要ありません。